中　監　第　２７　号
令和６年１２月２４日

中　種　子　町　長　田渕川　寿広　殿
中種子町議会議長　迫田　秀三　　殿

中種子町監査委員　利水　幸光
中種子町監査委員　梶原　哲朗

令和６年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第４項及び町監査委員条例第２条の規定に基づき、令和６年度定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項の規定により結果について次のとおり報告する。

令和６年度

中種子町一般会計及び特別会計
並びに水道事業会計
定期監査結果報告書

中種子町監査委員

令和６年度　定期監査結果報告

１　監査対象

（１）令和６年度　一般会計

（２）令和６年度　国民健康保険事業勘定特別会計

（３）令和６年度　介護保険事業勘定特別会計

（４）令和６年度　後期高齢者医療特別会計

（５）令和６年度　水道事業会計

２　監査期間

令和６年１１月１１日　～　１１月２２日　（６日間）

３　監査実施要領

監査の執行にあたっては、原則として町条例等に基づいて、備え付けの諸帳簿・伝票及び関係書類を検閲し、関係職員の説明を聴取しながら審査を実施した。

（１）事務事業が計画的かつ効率的に進められ、住民の福祉の増進に役立っているか。

（２）予算計上及び執行等が適正に行われているか。不経済な支出等が行われていないか。

（３）本町の健全な発展を図るために努力が続けられているか。

（４）組織運営並びに事務の合理化に努めているか。

４　監査結果

原則として、令和６年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の上半期（４月から９月）における状況について監査を行った。なお、関連する事項等があった場合は、前年度についても監査を行うこととした。

総体的には、各会計とも計数は誤りもなく、概ね計画的かつ効率的に執行されていると認められた。

事務処理については、軽微な指摘はあったものの、概ね適正に処理されていることが認められた。前回の指摘事項に対しての取り組み状況についても、全課において改善努力がなされている。

また、受審時の軽微な指摘事項や結果報告については十分認識され、今後とも事務事業には積極的に取り組まれることを期待する。

５　監査結果概要

令和６年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の９月末現在における収支状況は次表のとおりである。関係帳簿・証拠書類等と照合の結果、

何ら違算なく、計数は正確であると確認した。

令和６年度予算の収支状況（９月末現在）　（単位：円）

会　　計	予算額	歳　入 (収入額)	歳　出 (支出額)	差　　引
一般会計	8,202,866,000	3,362,335,532	2,801,919,514	560,416,018
（繰越明許費）	158,961,000	11,427,800	119,507,500	-108,079,700
（事故繰越）	201,900,000	23,219,000	0	23,219,000
一般会計　小計	8,563,727,000	3,396,982,332	2,921,427,014	475,555,318
国民健康保険特別会計	1,430,225,000	528,931,938	396,108,878	132,823,060
介護保険特別会計	1,298,243,000	523,677,411	462,550,116	61,127,295
後期高齢者医療特別会計	167,553,000	58,545,579	51,791,705	6,753,874
特別会計　小計	2,896,021,000	1,111,154,928	910,450,699	200,704,229
水道事業会計（収益的収支）	345,253,000	111,501,692	73,260,311	38,241,381
合　　計	11,805,001,000	4,619,638,952	3,905,138,024	714,500,928

９月末現在における各会計の収支状況を見ると、事業収入については、例年実績報告後であることから歳出が歳入を上回っていることが多いが、本年度は繰越明許費以外全ての会計で歳入が歳出を上回っている。

６　個別意見

（１）上半期予算執行状況（４月から９月）

歳入全体の収入率は 41.0%（前年度 41.5%）となっている。

歳入の主な予算執行率（対予算額）については、町税全体で59.0%（前年度62.5%）であり、町民税45.5%（前年度52.5%）、固定資産税66.8%（前年68.5度%）、軽自動車税96.6%（前年度96.4%）、町たばこ税45.7%（前年度51.1%）である。

また、地方譲与税25.7%（前年度33.0%）、地方消費税交付金61.1%（前年度61.2%）、地方交付税72.6%（前年度72.5%）の収入率となっている。国庫支出金では本年度についても、馬毛島基地（仮称）建設に係る再編交付金は、5億1,827万円の予算計上している。また、重点支援地方創生臨時交付金1億665万9千円が補正計上されている。

なお、国庫支出金19.2%（前年度14.5%）、県支出金6.6%（前年度6.2%）と低率であるが、建設事業並び、各種事業完了による実績報告

後の収入を予定しているためである。

歳出については、執行率（対支出負担行為額）は全体で57.1％（前年度56.5％）であり、総務費61.2％（前年度70.5％）、民生費43.5％（前年度44.1％）、衛生費62.8％（前年度63.6％）、農林水産業費59.1％（前年度51.4％）、商工費33.9％（前年度49.3％）、土木費55.3％（前年度59.5％）、消防費80.4％（前年度72.2％）、教育費69.7％（前年度69.8％）と概ね順調に執行されている。

工事関係の執行率は、62.4％（前年度65.4％）で前年同期より減少しているものの、順調に執行されている。災害における防災・減災及び国土強靱化に取り組んでいる自然災害防止対策事業及び災害復旧事業が主な工事となっている。また、社会教育施設等の長寿命化による大規模改修工事の発注が計画的に執行されている。

今後は馬毛島基地（仮称）建設工事については、本格的な時期を迎えている。できるだけ繰越事業にならないよう、早期の執行に注力されたい。

また、備品購入（一般・学校等）状況については、執行率84.4％（前年度90.7％）となっており、前年度と比べ低くなっている。

（２）滞納繰越金対策

滞納繰越額の収入状況は下表のとおりである。　（単位：円）

項　目	滞納繰越調定額	収入済額	収入率	前年度収入率
町民税（個人）	6,565,464	739,561	11.3%	19.5%
町民税（法人）	439,100	0	0.0%	7.4%
固定資産税	28,702,402	9,358,166	32.6%	16.2%
軽自動車税	1,344,400	341,900	25.4%	12.1%
小　計	37,051,366	10,439,627	28.2%	16.3%
公営住宅使用料	15,477,365	1,069,750	6.9%	5.4%
公営住宅駐車場使用料	221,240	10,600	4.8%	10.4%
国民健康保険税	22,850,875	4,656,205	20.4%	20.8%
介護保険料	2,482,540	144,400	5.8%	12.8%
後期高齢者医療費保険料	1,073,399	448,229	41.8%	36.0%
上水道使用料	11,896,859	4,981,186	41.9%	40.9%
合　計	91,053,644	21,749,997	23.9%	18.2%

本年度のでん粉用甘藷の作柄は、昨年と比較し10俵ほど上回る10a当たり64俵（昨年度55俵）という結果であった。

また、さとうきびでは、８月に台風10号が襲来したがその後の天候に恵まれ、中種子町の10a当たり7.2t（昨年度実績6.5t）の収量見込みとなっている。

また、現在の社会情勢は、人口減少や高齢化の進行、ロシアのウクライナ侵攻、更には中東情勢の不安定化による物流の混乱や急激な円安の影響により、社会経済は不安定な状況となっている。

このような状況の中、過年度分の徴収状況については、前述の影響により徴収事務は厳しい状況であるが、滞納繰越額収入率は23.9％（前年度18.2％）と前年度と比べて増加している。

また、現年度分の徴収率についても最近は改善されているものの、少しでも早い段階から計画的に訪問等を行い、税務課（管理収納係）が中心となり徴収事務の効率化を図り、関係各課連携をとり広報活動や夜間納税相談及び訪問徴収等を継続していただきたい。税負担の公平性の維持と町の財源確保のために収入未済額の縮小に努められたい。

今後も、収納体制を強化するとともに滞納者に対して適切な指導・措置に努め、収入率向上に取り組んでいただきたい。

「滞納金徴収対策本部」を中心に、各課等連携を密にし、なお一層の改善に向けた努力を望むものである。

（３）会計事務処理等

ア　地方自治法の契約方法では、競争性、透明性、経済性等を原則として掲げていることから、例外的に認められている随意契約については安易に行わないよう適正な取り扱いに努められたい。

イ　予算執行については、概ね適正に執行されている。しかしながら、備品購入において全く執行されていない係もあったので、早急に執行するよう努められたい。今後とも適正な予算・事業計画等を念頭に、早めの予算執行に努められたい。

ウ　軽微な事務処理の指摘事項は、その都度改善を求めているが、毎回同様の指摘事項については、チェック機能の不足があると思われる。課長等を中心に改善策を講じること。

（４）財産管理等

町有財産管理については、最も安全かつ有利な方法による有効活用を図られたい。貸与及び使用許可等、その運用を図る際は、財産運用終了後の返却時に不利益を生じることがないよう貸付先には慎重に決定されたい。

また、行政財産の使用については、申請、許可、使用料納入等までの管理における書類、システム運用等を万全にするとともに確実な確認体制の構築を図ること。

7　結　び

本町の令和６年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の定期監査については、主として財政運営を中心に、事務・事業及び予算執行並びに会計経理について監査し検討を行った。

各会計の状況については、計数に誤りもなく適正に処理されており、概ね良好であると認められた。

その概要については、前述のとおりであるが、監査時に見受けられた軽微な指摘事項については、その都度、課長等及び担当職員に対して改善又は検討を要望したところである。各課の課長等は、最終的なチェック機能を十分に果たすとともに、職員等への各種事務事業の適正な執行を図るための指導に努めていただきたい。

なお、予算執行にあたっては、計画された事業等の迅速な遂行を図ること。

歳入については、自主財源である税や使用料等の確保は第一と考え、国・県の優位な補助金やあらゆる財源確保に積極的に努められたい。

歳出については、無駄な支出がないよう経費節減に努め、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭におき、町民が何を求め、何を期待しているのかを常に把握する必要がある。その町民の負託に応えるため、職員の意識改革やスキルアップがなされるよう、なお一層努力されることを望んで結びとする。